

第百六十八号議案

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

第五条第二項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。